

富山県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度（発注者指定方式）試行要領

【現行】

（工事の始期）

第4条 工事の始期は、契約締結日の翌日から90日以内とする。

【改正後】

（工事の始期）

第4条 工事の始期は、契約締結日の翌日から**180**日以内とする。

【現行】

附 則（令和元年管第129号建技第186号）

この要領は、令和元年9月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

【改正後】

附 則（令和3年3月8日管第178号建技第468号）

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行う工事から適用する。